

美作市重層的支援体制整備事業実施計画

岡山県美作市
令和6年4月

1 事業創設の背景

本市において、近年、福祉をとりまく現状は、個人や世帯が抱える複雑・多様な生きづらさやリスクが顕在化し、例えば、社会的孤立など関係性の貧困の社会課題化、ダブルケアやいわゆる8050問題など複合的な課題や人生を通じて複雑化した課題、就職氷河期世代の就職困難など雇用を通じた生活保障の機能低下などの変化が見られています。さらに、ベトナム人をはじめとする外国人の増加や、世界的に広まる性的指向・性自認の多様化など、地域の構成員やその価値観の多様性は増してきています。また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、コロナ禍での新しい生活様式の実践や、大規模な災害が多発する中で災害時の孤立防止など多様な支援ニーズへの対応も求められており、地域や社会がこのようなニーズを受け止める力を高めていくことが今後一層求められています。

本市では、平成22年度に第二のセーフティネットとして総合相談係（包括的相談窓口）を美作市保健福祉部社会福祉課内に設置し、包括的に相談を受け付け課題解決したことで生活保護率の軽減につながるも、職員の人事異動や、他課との連携不足が顕著化され、問題となってきていました。

この問題を解決するため、平成30年度から厚生労働省モデル事業「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（地域力強化事業）」を美作市社会福祉協議会に委託し、住民の身近な場所である社協各支所にコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置し、住民の相談を丸ごと受け止める「福祉出前ステーション」を開設しました。また、令和元年度から「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（多機関協働）」「生活困窮自立支援事業」に取り組み、相談支援包括化推進員を配置し、複雑化・多様化する従来のサービスでは対応できない問題に対応しました。

令和3年度からは、属性や分野を問わないあらゆる相談に、ワン・ストップで対応できる包括的な相談窓口として、生活困窮者自立支援事業や地域包括支援センターの機能を有する「美作市総合相談支援センター」を美作市保健センター内に開設し、その運営を美作市社会福祉協議会に委託することとしました。

行政の相談窓口は、人事異動による継続的な相談体制の維持が困難であることから、地域福祉の専門機関である社協の専門職（コミュニティソーシャルワーカー）をセンターに配置し、福祉に関する相談とアセスメント及び連絡調整機能の強化に向けた取組みを展開しました。

このような背景の中、国では「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法（以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、市町村が「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業として「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3年4月1日から施行されました。

本市では、これまで取り組んだ「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築

事業」で構築した仕組みを活かし、市民一人ひとりが地域社会の一員として、お互いに支え合い、いきいきと暮らすことができ、地域住民が主体となって活動できるまちを目指すために「美作市重層的支援体制整備事業」を実施することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画であり、「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル（令和3年3月31日）」に依拠した「重層的支援体制整備事業実施計画（以下「実施計画」という。）」です。

なお、地域福祉計画については、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他福祉各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられています。（法第107条の1第1項第1号）

重層的支援体制整備事業が属性を問わず分野横断的な支援を行うものであるとともに、介護、障害、子育て、生活困窮の既存制度の事業の一部を包括化して実施する事業であることから、「美作市地域福祉計画」、「美作市介護保険事業計画」、「美作市障がい福祉計画」、「美作市子ども・子育て支援事業計画」等の地域福祉に関連する法定計画との調和を保ち、記載事項について整合性を図った内容になります。（法第106条の5第3項）

3 重層的支援体制整備事業の全体像

本市における複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、以下の「3つの支援」の内容とした重層的支援体制整備事業を創設します。

①相談支援

⇒ 本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援

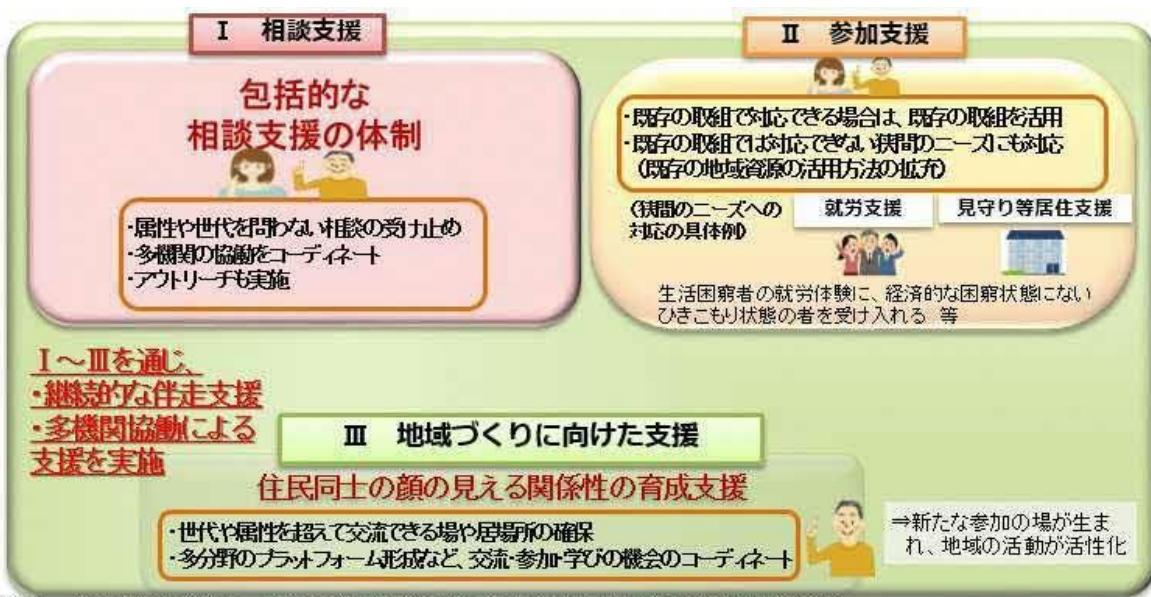
②参加支援

⇒ 本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を生かしながら就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

③地域づくりに向けた支援

⇒ 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を確保する支援

この「3つの支援」は、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものであり、これらを一体的に行うことにより、本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を築くことが可能になります。



* I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
(ア) 狹間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
(イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
(ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

出展「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル（令和3年3月31日）」（厚生労働省）

4 美作市重層的支援体制整備事業の理念

重層的支援体制整備事業は、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで、重層的なセーフティネットの構築を目指すものであり、その支援対象者は福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育、地域社会からの孤立等の属性を問わない、あらゆる課題を抱えるすべての市民です。

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、下記の基本的な理念に基づくこととします。

- ・アウトリーチを含む早期的な対応を行うこと
- ・本人・世帯を包括的に受け止め支えること
- ・本人を中心とし、本人の力を引き出す観点で行われること
- ・本人との信頼関係を基盤として継続的に行われること
- ・地域住民のつながりや支え合う関係性づくりを行うこと

それぞれの事業が相互に重なり合いながら、市全体の体制として本人に寄り添い伴走する支援が重層的支援体制整備事業です。

5 美作市重層的支援体制整備事業の枠組み

重層的支援体制整備事業は、本市において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、

- ① 属性を問わない相談支援
- ② 参加支援
- ③ 地域づくりに向けた支援

を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、

- ④ 多機関協働による支援
- ⑤ アウトリーチ等を通じた継続的支援

を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

そのため、従来、分野（介護、障害、子育て、生活困窮）ごとの制度に基づき行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助に、新たに相談支援や参加支援の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」（法第106条の8、法第106条の9）を財源とした事業を展開するものです。

6 美作市重層的支援体制整備事業の目的と支援対象者と内容

重層的支援体制整備事業は、これまでの制度では対応しきれない複雑化・複合化した支援ニーズについて、高齢、障害、子ども、生活困窮の分野の既存の相談支援等の取り組みを活かしつつ、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行い、包括的な支援体制を整備することにより、地域共生社会の実現を目指すことを目的とします。

また、本事業の支援対象者は福祉、介護、保健医療、住まい、就労、教育、地域社会からの孤立等、属性を問わない地域生活課題を抱えるすべての市民を対象とします。

受託事業名	美作市重層的支援体制整備事業委託業務		
受託期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
実施地域	美作市全域		
受託者の名称 及び所在地	名称	社会福祉法人 美作市社会福祉協議会	
	所在地	美作市江見280番地	
事務所の位置 及び 配置人數	美作市総合相談支援センター	美作市北山390番地2 美作保健センター内	4名
	社協勝田地域ステーション	美作市真加部1616番地 勝田総合支所内	1名
	社協大原東粟倉地域ステーション	美作市古町1850番地1 大原保健センター内	1名
	社協美作地域ステーション	美作市北山401番地 世代交流多目的ホール内	1名
	社協作東地域ステーション	美作市江見280番地 作東長寿センター内	2名
	社協英田地域ステーション	美作市福本810番地2 英田総合支所内	1名
	包括化推進員：1名 相談支援員：3名 福祉活動専門員：6名		

1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

（1）事業の概要

包括的相談支援事業は、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものです。

具体的には、介護、障害、子ども、困窮の以下の事業を指しています。

また、総合相談支援センターと社協地域ステーションは、初期相談の入口として断らない相談を徹底し、適切な方法で問題解決に向けた道筋をつけられるよう、出口の機能である参加支援事業や地域づくり事業を意識した相談支援に取組みます。

- ① CSW や包括職員が、あらゆる相談に対応できるよう、相談援助技術の向上や制度理解のための研修を行い、専門職としての資質の向上を目指します。
- ② 市民や福祉関係者に向け、相談窓口開設の広報活動を行います。

主な対象分野	相談支援事業者「名称」 ※担当課	拠点 設置数	内容
介護	「美作市地域包括支援センター（美作市社協委託）」 ※健康政策課	6	地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号まで）
障害	「障害者地域活動支援センターなごみ（美作市社協委託）」 ※福祉政策課	1	障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3号）
子ども	「発達支援センター」 ※子ども政策課 「地域子育て支援センター」 ※教育総務課	1 4	利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律65号）第59条第1号） 地域子育て支援拠点事業（児童福祉法（昭和22年法律第64号）第6条の3第6項）
困窮	「美作市総合相談支援センター各社協地域ステーション（美作市社協委託）」 ※福祉政策課	6	生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項）（同法第4条に規定する福祉事務所を設置していない町村においては同法第11条第1項に規定する事業）

受け止めた相談のうち、上記既存の相談支援事業者のみでは解決が難しい場合には、地域における支援関係機関のネットワークを活用し、他分野の支援関係機関と連携を図りながら支援を行うとともに、課題が複雑化・複合化し、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働機関につなぎ、他の支援関係機関等と連携を図りながら支援を行うこととします。

(2) 支援フロー

① 包括的な相談の受け止め

包括的相談支援窓口では、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の整理を行います。

また、受け止めた相談のうち、包括的相談窓口のみでは解決が難しい場合は、各支援関係機関と情報共有を行い、連携を図りながら対応します。

② 包括的相談支援事業から多機関協働事業へのつなぎ

ア 多機関協働事業へのつなぎ

相談者が複雑化・複合化した課題を抱えているため、支援関係機関の役割を整理する必要のあるケースや、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業の対象になることが想定されるケースについて、多機関協働事業者へ支援を依頼します。

その際には、包括的相談支援事業者が多機関協働事業の役割や支援内容について丁寧に説明を行い、本人が納得したうえで多機関協働事業につなぐよう配慮します。

本人に不安感が強い場合には、本人と多機関協働事業者が話をする機会の設定や同行支援を行う等の対応を行います。

多機関協働事業者は、利用申込（相談受付・申込票 様式 1-1 本人同意）を受けた後に、必要な情報を「インテーク・アセスメントシート（様式 1-2）」にまとめます。アセスメントをするために必要な情報は、紹介元の包括的相談支援事業者などの日頃から本人やその世帯に関わっている支援関係機関から収集することを基本としますが、多機関協働事業者が本人から直接情報収集をした方が良い場合には、独自に収集します。

イ 重層的支援会議への参加

重層的支援会議では、多機関協働事業者が作成した「インテーク・アセスメントシート（様式 1-2）」を基に、支援提供者による支援計画の共有を元に、支援計画（様式 2-1）の作成・評価、終結の検討、社会資源の充足状況等の把握と開発に向けた検討を行います。

また、重層的支援会議で検討した結果、多機関協働事業者にケースを依頼した元の包括的相談支援事業者が主担当として支援を行うことが適当と判断された場合については、多機関協働事業者からの助言や支援関係機関等の連

携体制を活用しながら、包括的相談支援事業者において当該ケースへの対応を行うものとします。

ウ 多機関協働事業による継続的な支援が行われている際の包括的相談支援事業との連携

支援関係機関からの依頼により多機関協働事業につながったケースのうち、課題の整理や支援関係機関の役割分担に時間を要するなどの理由によって、一定期間、多機関協働事業による継続的な支援が行われる場合も想定されます。この場合、包括的相談支援事業者は、多機関協働事業者からの要請に基づき積極的に連携をはかり、支援に関わることが求められます。

エ 多機関協働事業による支援終結後の包括的相談支援事業へのつなぎもどし
支援関係機関の役割分担が定まり、多機関協働事業による支援が終結した場合には、多機関協働事業者のプランに基づき、適切な支援関係機関につなぐこととなります。ケースによっては、多機関協働事業者から包括的相談支援事業者につなぐことも想定されることから、日頃から支援関係機関と連携することが重要であるほか、終結後に適切な支援ができるよう事前に体制を整えておくことが重要となるため、包括的相談支援事業者も重層的支援会議の構成員となり、参加することが必要となります。

(3) 包括的相談支援事業において求められること

包括的相談支援事業者には、以下のような取り組みが求められます。

- ① 世代や属性にかかわらず、包括的に相談を受け止めること。
- ② 支援会議・重層的支援会議への参加依頼があった場合には、積極的に参画し、プランの妥当性や支援の方向性などについて協議をすること。
- ③ 包括的相談支援事業から多機関協働事業に本人をつなぐ際には、多機関協働事業の役割を丁寧に説明し、本人が納得したうえでつなぐこと。
- ④ 多機関協働事業者からの、本人や世帯などの状況に関する情報の依頼があった場合は、適切に情報収集を行い、支援会議・重層的支援会議等も活用し、多機関協働事業者と情報共有すること。

2) 参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

（1）事業の概要

「人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域社会を創る」という地域共生社会の理念のとおり、個人の自立を支えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要です。

介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取り組みでは対応できない本人や世帯の狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の拡充を図り、総合的な支援機能を確保し本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりづくりに向けた支援を実施します。

長く社会とのつながりが途切れているものに対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行っていきます。

参加支援事業は、社会とのつながりを持つための支援メニューが多岐に渡っている上、活用する社会資源も多様な場が想定され、職員のコーディネート能力が求められています。

- ① 職員の事業理解を深めるために、参加支援事業の事例検討や支援プランの報告会を定期的に行い、新規プラン作成につなげていきます。
- ② 新たな社会資源が必要な場合は、地域づくり事業の中で開発し、プラン作成が出来るよう、二つの事業が相互作用を生み出すような事業展開を目指します。

（2）支援対象者

既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人。

（3）支援フロー

① 相談受付

参加支援事業は、重層的支援会議において参加支援事業の利用が必要と判断され、②のプランが決定された場合に利用が開始されます。ただし、参加支援事業が早期に関わる必要がある場合には、重層的支援会議における市による支援決定前から本人への関わりを開始することができます。

② プラン作成

参加支援事業者は、相談受付を行った後に、アセスメントを行い社会参加に向けた支援の方向性や内容が定まった段階で、プランを作成して、重層的支援会議に諮ります。

プランには、本人やその世帯が望む社会とのつながりや参加を支えるために、その状態に合った目標を設定し、当該目標を実現するために参加支援事業者や支援関係機関その他の関係者が取り組むことを記載します。

③ 支援の実施

本事業では、本人やその世帯の支援ニーズを踏まえた丁寧なマッチングと社会参加に向けた支援のためのメニューづくりを行います。相談者の有無にかかわらず必要に応じて地域へ働きかけを行い、支援メニューを増やしていくとともに、本人に対する定着支援と受け入れ先（地域の福祉サービス、企業など）への支援を行います。

④ 終結

社会参加に向けて、地域の資源等とのつながりができ、その関係性が安定したと判断された段階で、プランに基づいた支援は終結となります。ただし、参加支援事業を利用する方の多くが、他者や社会とのつながりを継続することに困難を抱える場合が多いことを意識したうえで、必要に応じて定期的な連絡を試みるなどつながりの維持に向けた働きかけを行います。

（4）具体的な支援内容と留意点

① 資源開拓・マッチング

参加支援事業者は、本人に対して丁寧なアセスメントを行い、本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行います。なお、相談者自身が自らのニーズを明確化できていないことが多いことに留意し、本人に寄り添うとともに、段階的に参加の場の提案を行うなど丁寧な関わりが必要です。

また、支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかけたり、社会資源を新たに組み合わせたりしながら、既存の社会資源の活用方法の拡充などを図り、社会参加に向けた多様な支援メニューをつくることが求められています。

② 定着支援・フォローアップ

直ちに本人が新たな環境で居場所を見出し、関係者と良好な関係を形成できるとは限らないため、定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行います。

（5）地域における福祉サービスとの連携について

社会参加に向けた支援は、就労支援、居住支援などの形態が考えられますが、地域において多様な形態を確保するために、狭間の社会参加のニーズを有する方に特化した事業を新設することのみならず、地域の既存の福祉サービスを実施する事業所に対

する働きかけや受け入れに向けた支援を行い、狭間のニーズを有する者の受け皿として機能を拡充していくことが求められています。

社会参加に向けた支援を展開する際には、美作市福祉事務所に配置された就労支援員や、社会福祉法人のネットワークである「美作お助け隊（美作市内の社会福祉法人等連絡協議会）」と連携し、就労自立に向けた取り組みや、地域生活課題に対する社会福祉法人等の積極的な取組を働きかけていきます。

3) 地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）

（1）事業の概要

重層的支援体制整備事業における、「地域づくり事業」は、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取り組みを活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うものです。地域の社会資源を幅広くアセスメントした上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を目指します。

地域づくり事業は、地域住民が福祉課題を「我が事」として捉え、課題を抱えた人が地域とつながりが持てるよう既存の「サロン」や「通いの場」などに働きかけたり、新たな社会資源を開発する事業であるが、地域の理解と協力がなければ進めることができない。住民理解を得るために、学校や地域住民に向けた福祉教育の実施や住民が主体的に地域福祉課題を把握し、解決を試みる取り組みが必要である。

- ① ひきこもりや8050問題、生活困窮者等新たな福祉課題を抱える世帯を地域で支えるために、住民に向けた福祉教育を実施し住民の理解を得ます。
- ② 地区ケア会議や見守り会議で住民が主体的に地域福祉課題を把握し解決できるよう働きかけます。
- ③ 地域づくりをベースに地域共生社会の主体である住民と共に福祉教育や地域福祉講座を実施します。

（2）支援内容

① 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備

ア 基本的な考え方

血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と資源がつながり支え合う取組が生まれやすい環境を整え、緩やかなつながりによるセーフティネットの充実を図ります。

「地域づくり事業」は、既存の地域づくりに関する事業に基づく拠点を包摂する事業であり、各事業において求められる運営上の基準を満たし、支援対象とする高齢者・障害者・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保した上で、すべての地域住民を広く対象として地域における交流の場や居場所の確保を進めています。

イ 支援の展開

【既存の拠点等の利活用】

従前通りの特定の属性や世代に特化した既存の拠点を空間や時間で区分するなどの工夫により、既存の事業の対象者が利用する場としての特徴を保ち

つつ、利用者の範囲を広げ地域住民を広く対象として居場所や、交流の場が提供されることを目指します。

【新たな場の確保】

多世代型のサロンや地域食堂、コミュニティカフェなど、世代や属性を限定しない居場所や交流の場づくりを推進します。

② 個別の活動や人のコーディネート

ア 基本的な考え方（コーディネーターに求められる役割）

地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気にかけあう関係性が地域で生まれやすくなるよう働きかけていくことが求められます。

また、地域の課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組にも着目して、多様なつながりが生まれる環境整備が図れるよう、これまで福祉制度の地域づくり施策とはつながりの薄かった、まちづくりや地方創生など他分野の取組と積極的なつながりをもつことも大切です。なお、地域づくりの取組は生活者である地域住民を主体として進めることが大切です。

イ 支援の展開

地域共生社会の実現に向けた啓発活動等による機運の醸成に向けた取組や、地域住民が活動を開始し継続するための情報提供等のサポート体制の構築、対話の中から新たな気づきや展開が生まれる「場」づくりを支えていきます。ここでいう「場」とは、物理的な拠点だけでなく、イベント等のきっかけづくりなど様々な形態が含まれます。

③ 多分野がつながるプラットフォームの展開

ア 基本的な考え方

多様な場・居場所づくりや地域活動等のコーディネートといった地域づくりのプロセスの活性化や発展のため、分野・領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォームの形成を意識することが望ましいと考えられます。

様々な関係者が互いの強みを持ち寄り、互いの目指す方向性や社会資源を共有し学び合うことにより、それぞれの弱みを補い合うだけでなく、地域における活動の継続性を高め、既存の活動をさらに活性化することにもつながります。

イ 「プラットフォーム」に求められる役割

【フィールドワークによる地域の人と資源の確認】

地域づくりにおいては、地域に既に「ある」ものを活かす視点が不可欠であり、まずは、地域に飛び出して地域住民や活動している団体等とフラットな関係を築く中で、地域の人や社会資源（場・活動・サービス・情報等）の現状を確認することが必要です。

【様々な分野の関係者が集い、関係性を深めるための場（プラットフォーム）の設定】

地域の多様な関係者が情報交換や協議をすることができる機会を設定することにより、人、場、活動、サービス、情報等の地域の社会資源がつながり、地域における様々な活動の継続や次の展開に向けて働きかけにつながります。

4) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）

（1）事業の概要

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（以下、「アウトリーチ等事業」という。）は、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業です。したがって、多くの事案は、本人から利用申込（本人同意）を得ることができない状態であることが想定されます。

アウトリーチ等事業が重視する支援は、本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援であり、対象者を見つけるため、支援関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりを構築するとともに、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集することが求められます。

アウトリーチ支援事業は、重層的支援体制整備事業の相談支援に位置付けられた機能の一つで、長期にわたりひきこもり状態にある人などに、家庭訪問や継続的な関わりを持ちながら、本人との関係性を構築するための事業です。

- ① 地域とのつながりの中から情報が寄せられるよう、総合相談支援センターと地域ステーションのCSWが民児協や地区社協の会議等で事業内容を周知し、ひきこもり支援の相談窓口の周知と明確化を図っていきます。
- ② 美作市の担当保健師や地域包括支援センター、介護事業所等の支援機関、子ども若者支援会議とも連携を図り、潜在的な相談者の情報収集に努めます。
- ③ 本人や家族との関係性を構築し、新規プラン作成につなげるとともに、ひきこもり支援に必要な資源開発にも取組みます。

（2）支援対象者

複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることができない人や支援につながることに拒否的な人などが想定されます。

（3）支援内容

アウトリーチ等事業の支援内容は、主に本人と直接関わるための信頼関係の構築やつながりづくりに力点を置くものであり、具体的には、それらの支援以外も含めて整理すると、次の5つに整理されます。

- ① 支援関係機関や地域住民等の地域の関係者との連携を通じた情報収集
潜在的なニーズを抱える者を早期に発見するために、日ごろから支援関係機関や地域住民等の関係者と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を把握します。

② 事前調整

支援ニーズを抱えている者やその世帯に確実に支援を届けるために、丁寧な情報収集や、自宅への訪問等によって関係性を構築するための方策を検討し、必要な関係者との調整を行います。

③ 関係性構築に向けた支援

本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙を置いたり、支援情報等をチラシやリーフレット等で情報提供をするなどの関わりを継続して行います。

④ 家庭訪問

自宅への訪問等を含め、本人のところまで赴き支援を行います。

⑤ 家庭訪問及び同行支援

本人に会えた後も、即時には自宅から出ることが困難な者や支援関係機関や地域住民などの関係者につながることが困難な者に対して、自宅への訪問等を行い、継続的に寄り添うとともに、他の相談窓口に相談に行く際や、職業体験、ボランティア等に同行するなどして、本人やその世帯を取り巻く人間関係の拡充をサポートします。

(4) 具体的な支援プロセス

アウトリーチ等事業の支援対象者は、長期にわたりひきこもりの状態にある方など地域や他者とのつながりが希薄化しており、本人とアウトリーチ等事業者が直接つながるまでに時間がかかることも想定されます。このため、アウトリーチ等事業の利用に向けた本人同意（利用申込）を得るまでに時間を要する可能性を考慮したうえで対応します。

また、本人同意を得る前と得た後で、次のとおり想定される支援の内容にも違いがあると考えられるため、場面に応じた適切な対応を行います。

① 本人同意を得る前の支援

アウトリーチ等事業者は、支援関係機関等から入った情報を踏まえ、本人の状況をアセスメントし、アウトリーチ等事業者が主担当で支援の方策を検討するのか、あるいは他の支援関係機関と協働するのか、もしくは他の支援関係機関が主担当となるのかについて検討します。

その上で、アウトリーチ等事業者が主担当となる場合には、プランを作成し、必要に応じて、構成員に守秘義務が科せられた支援会議に当該プランを諮ります。

支援会議は、関係者で支援の方向性や支援方法の妥当性等について検討し、支援の質と内容を担保するためのものです。支援にあたっては、本人を追い立てる事なく、時間をかけて信頼関係の構築に向けて働きかけることが重要です。

ア 本人に会う前の丁寧な事前調整

訪問等を通して本人との関わりを持つ前の段階では、事前の準備や調整等の取り組みが必要となります。具体的には、次のような取り組みが想定されます。

- ・本人やその世帯が置かれている状況等の情報に関する情報収集を、支援関係機関や地域住民などの関係者から時間をかけて収集する。

- ・本人やその世帯に対する見守りや支援の体制を整備するために、個別会議等を活用して支援関係機関と連携・協議を行い、支援の ネットワークを構築する。

- ・個別会議等を活用して本人と関わるためのきっかけやその切り口を入念に検討する。例えば、家族への支援や本人の趣味を切口にする方法、キーパーソンを介して本人と関わる方法等、多様な方法が考えられるが、(ア)で収集した情報等を踏まえて適切な方法を選択する。

- ・本人が困っていることを丁寧にアセスメントし、それに対する対応策を提示し、本人との関わりを深めるきっかけを作る。

- ・緊急性のある事例の場合には速やかに警察や医療機関と連携する。

イ 本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけ

アの「本人に会う前の丁寧な事前調整」が整った段階で、本人との関係性構築に向けて次のような支援を実施します。具体的な内容としては以下のような取り組みが想定されます。

- ・継続的に訪問する、本人に手紙を書き残すなどして、心配している、気にかけているというメッセージを伝える。

- ・メール、チャット等による定期的な連絡を行う。

- ・本人の興味・関心に合わせたチラシ・リーフレットなどを提供する。また、本人の状況に応じて参加する場や働く場を探し、情報提供を行う。

② 本人同意を得た後の継続支援

本人と関係性を構築し、直接会うことが出来た後は、本人と信頼関係を構築するほか、丁寧なアセスメントを行い、本人に必要な支援や今後の方向性を本人とともに検討します。このとき、アウトリーチ等事業者はプランを作成し、重層的支援会議にプランを諮ります。

本人同意が得られた後、アウトリーチ等事業者が単独で支援を行う事例と、多機関協働事業において支援関係機関の調整を行い、多機関協働事業とアウトリーチ等事業者が連携しながら支援を行う事例の2つが想定されます。

ア アウトリーチ等事業者が単独で支援を行うことが想定される事例

- ・アウトリーチ等事業者と出会ったことにより、本人が主体的に必要な別の支援関係機関を訪問し、適切な支援を受けられるようになる事例
 - ・アウトリーチ等事業者とのかかわりはできるようになったものの、それ以外のものを受け入れ、つながりを形成することが難しい事例
- イ 多機関協働事業につなぎアウトリーチ等事業者と連携しながら支援を行うことが想定される事例
- ・本人に不安感が強く、必要な支援関係機関や地域住民などの関係者と関係性を構築するには至っていない事例
 - ・参加支援事業を活用したり各種支援関係機関等の連携体制による丁寧な伴走支援が求められる事例

(5) 支援の終結

アウトリーチ等事業者が重層的支援会議に諮り、本人やその世帯にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、それらの関係性が安定したと判断された時点で支援は終結となります。

5) 多機関協働事業及び支援プランの策定（法第 106 条の4第2項第5号及び第6号）

（1）事業の概要

多機関協働事業は、支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行うものです。

支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、全体の調整機能を担っており、支援者を支援する役割を担う事業です。

ただし、必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自のアセスメントを行うなどといった直接的な支援も行うこともあります。

また、多機関協働事業においては、支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図ること等を通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出を図る役割もあります。

多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業の中核を担う機能を持っており、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例について、重層的支援会議や支援会議を開催し、支援の方向性を定め、チームアプローチによる支援体制に取組みます。

- ① 各支援機関に本事業の役割が浸透するよう事業周知を行います。
- ② 地域ステーションの CSW も重層的支援会議や支援会議を開催し、多機関協働事業のコントロールタワーの役割が担えるよう、職員の資質向上を目指します。

（2）支援対象者

複合的な課題を抱えており、単独の支援関係機関では対応が難しく、かつ、各種支援関係機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められるような課題を有する者が想定されます。

（3）支援の展開

① 相談受付

ア 基本的考え方

複雑化・複合化した支援ニーズを有する等の支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例については、多機関協働事業者が相談を受理した上で、必要な支援を行います。

多機関協働事業者が相談を受け付ける経路として、次の2つが想定されます。

- ・包括的相談支援事業者が相談を受け付けた時点で、明らかに複雑化・複合化したニーズを抱えており、速やかに支援関係機関等による役割分担を行うこと

が望ましい事例

・介護、障害、子ども、生活困窮の各分野で既に介入または、既存の各会議体で支援方法を協議しているものの、あらためて課題の解きほぐしや、支援関係機関等の役割分担、支援の方向性の整理といった調整が必要だと思われる事例

多機関協働事業による相談受付を行うことが決まった場合、多機関協働事業者は、原則、本人に「相談受付・申込票（別紙 1-1）」を記入してもらい、利用申込（本人同意）を受けるものとします。利用申込にあたっては、基本的に紹介元の支援関係機関等が補助を行うこととしますが、本人が多機関協働事業の利用申込に不安がある場合等には、多機関協働事業者が直接本人に支援内容の説明をするなど丁寧に対応します。

多機関協働事業者が受け付けを行った後で、支援関係機関の通常の連携体制で解決が可能な相談など、多機関協働事業者につながれたものの、多機関協働事業において調整を行う必要性が低いと判断された事例については、紹介元の支援関係機関等と協議した上で、紹介元の支援関係機関に事例を戻すこともあります。

イ アウトリーチ等事業からの相談受付の考え方

ひきこもり状態にある者などへの支援を行うアウトリーチ等事業は、事業の性質上、アウトリーチ等事業者と本人との信頼関係が形成され、アセスメント等が終わった段階で多機関協働事業につながる場合が想定されます。

したがって、多機関協働事業者は、アウトリーチ等事業者による支援開始前からアウトリーチ等事業者と密に連携を図ります。

②アセスメント

多機関協働事業者は、利用申込（本人同意）を受けた後に、必要な情報を「インテーク・アセスメントシート（別紙 1-2）」にまとめます。

アセスメントをするために必要な情報は、包括的相談支援事業者などの紹介元や日ごろ本人やその世帯に関わっている支援関係機関から収集することを基本としますが、多機関協働事業者が本人から直接情報収集をした方が良い場合には、独自に収集します。

また、本人やその世帯の状況によっては、早期にアウトリーチ等事業や参加支援事業につないだ方が良いと判断される事例もあると考えられることから、インテーク・アセスメントの段階から、早期にアウトリーチ等事業や参加支援事業と必要な連携体制を確保します。

③プラン作成

支援関係機関間の円滑な連携体制のもと、複雑化・複合化した支援ニーズを有する者やその世帯へ必要な支援を提供するため、アセスメントの結果を踏まえ、支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を整理したプランを基に「支

援計画書（別紙 2-1）」を作成します。

当該プランの作成にあたっては、必要に応じて多機関協働事業者者が、関係する包括的相談支援事業、参加支援事業及びアウトリーチ等事業をはじめとする支援関係機関を招集して、役割分担や支援の目標・方向性について協議を行います。また、参加支援事業およびアウトリーチ等事業を利用する場合も、多機関協働事業が作成したプランにこれらの事業の利用を明記し、支援決定を受けた後でこれらの事業につなぐことを基本とします。なお、アウトリーチ等事業は多機関協働事業の利用前から支援が開始される場合もあります。

④支援の実施

支援関係機関の役割分担や支援の目的・方向性を定め、支援関係者がチーム一体となり、プランに基づく支援が円滑に進むよう必要な支援を行います。

また、プランに基づく支援の実施状況は、推進会議等において支援関係機関から情報収集して隨時把握し、必要があれば、収集した情報をもとに再度支援関係機関の役割分担や支援の方向性を整理・変更するとともに、再プランについても適切に検討及び実施するものとします。

⑤終結

多機関協働事業者がプランの評価（別紙 2-2）を作成し重層的支援会議で諮り、本人やその世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、主たる支援者としての多機関協働事業の関わりは一旦終結となります。なお、終結後は、プランに基づき、支援関係機関の中から、支援の主担当となる機関（支援担当者）を設定し、その後も本人やその世帯を伴走する体制を確保することが重要です。

また、支援終結後に本人の状況や本人を取り巻く環境に変化が生じた場合や、再度課題の解きほぐしや支援関係機関の整理が必要となった場合には、個別会議等で情報共有をするなどして、速やかに支援を再開できるように体制を整える必要があります。

6) 支援会議・重層的支援会議

(1) 支援会議

① 目的

重層的支援体制整備事業を効果的に実施するためには、多職種による連携や多機関の協働が重要な基礎となります。しかし、事案によっては本人の同意が得られないために支援関係機関等での適切な情報共有が進まず、役割分担も進まない場合があります。また、予防的・早期の支援体制の検討を進めることができることが求められるにも関わらず、本人同意を得られないために体制整備が進まない場合もあります。

このため、法第106条の6の規定により、市において、地域住民が地域において日常生活や社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うため、支援関係機関等により構成され、会議の構成員に対し守秘義務が課される個別会議を新たに設置することができるようになりました。

会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において関係機関等がそれぞれ把握していくながらも支援が届いていない個々の事例の情報の共有や、地域における必要な支援体制の検討を円滑にするものです。

② 構成員

支援会議の構成員については、主に行政機関（福祉部局に加え、労働、住まい、保健医療、教育、農林水産等）、各分野の支援関係機関、福祉サービス提供事業者、医療機関、学校等幅広く想定しており、メンバーそれぞれに守秘義務がかけられることを前提に、ケースの内容や開催時期等により、構成員を変更します。

③ 守秘義務の適用範囲

支援会議においては、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るために情報の交換等を行う必要がある場合は、支援会議の構成員に対して「課題を抱える地域住民に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求める」とが可能となります。支援会議の出席者は、正当な理由なく、支援会議において知り得た全ての事項（地域住民に関する情報だけでなく、広く事務の実施に関するものを含む。）について漏えいさせるなど守秘義務に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処されます。

(2) 重層的支援会議

① 目的

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たすことが求められます。なお、事例の内容によって、会議の果たす役割は異なるものであり、毎回の会議において、これ

ら全ての役割を担う必要はありませんが、他方で、状況に応じてここに明記されていない他の役割を果たすなど柔軟に対応することもできます。

- ・プランの適切性の協議
- ・プラン終結時の評価
- ・社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

② 構成員

重層的支援会議には、原則として多機関協働事業者と市の参加が必要です。そのほか事例に応じて、必要な関係機関、本人の支援にあたり連携が必要な機関についても参加をよびかけます。

重層的支援会議の構成員は、毎回同じではなく事例によって参加者が変わり事例の緊急性や困難度を踏まえた上で開催します。

③ 開催のタイミング

重層的支援会議は、以下4つのタイミングで必ず開催する必要があります。

プランについては、多機関協働事業や参加支援事業、アウトリーチ等事業のすべてが該当します。

- ・プラン策定時
- ・再プラン策定時
- ・支援終結の判断時
- ・支援中断の決定時

(3) 主な検討内容

重層的支援会議の開催時期ごとの主な検討内容は次の表のとおりです。

開催時期	主な内容
プラン策定時	<ul style="list-style-type: none">・アセスメント結果に基づく本人の目標、支援方針、プラン内容・各支援関係機関の役割分担の確認・モニタリングの時期の検討等
再プラン策定時	<ul style="list-style-type: none">・本人の状況変化の確認、評価・現プラン評価・再プラン内容の確認（プラン策定時の内容と同様）
支援終結の判断時	<ul style="list-style-type: none">・本人の目標達成状況、本人に関わる支援者の状況等の確認・支援終結の評価、フォローアップの必要性やその方法の確認
支援中断の決定時	<ul style="list-style-type: none">・本人との連絡が完全に取れなくなった場合等における、支援の中断の決定

(4) プラン確定に向けた手続き

プランが確定するまでの手続きを整理すると、下表に示した3つのパターンが考えられ、アウトリーチ等事業や参加支援事業がプランに盛り込まれるか否かによって「確定」のタイミングが異なります。

アウトリーチ等事業や参加支援事業を含むプランは、市による支援決定後に確定することになり、アウトリーチ等事業や参加支援事業を含まないプランは、支援会議で了承後に確定することになります。

詳細は、次の表のとおりです。

プランの内容	支援決定または確認
アウトリーチ等事業や参加支援事業のみのプラン	<ul style="list-style-type: none">・プランに記載された課題と支援の方向性に対して、アウトリーチ等事業や参加支援事業の提供が適切か判断し、これらの事業による支援を行うこと、および支援の内容について決定する。
アウトリーチ等事業や参加支援事業以外の支援を含むプラン	<ul style="list-style-type: none">・アウトリーチ等事業や参加支援事業については上記と同様の取扱いである。・アウトリーチ等事業や参加支援事業以外の支援については、市の支援決定は不要である。ただし、両事業以外の支援の提供状況は、両事業の決定に影響を及ぼす可能性があることから、両事業以外の支援についても内容を確認する。
アウトリーチ等事業や参加支援事業を含まないプラン	<ul style="list-style-type: none">・市にプランの報告を行う。

7 一的な連携に関する事項

1) 介護・障害・子ども・困窮分野の連携の構築

介護・障害・子ども・生活困窮の分野においては、相談支援事業及び地域づくり事業において、重層的支援体制整備事業の対象となっていることから、特に相談支援及び地域づくり支援において、特に4分野の間の連携を強化し一的な実施を図るとともに、本市全体として包括的な支援体制が構築されるよう、既存のネットワークを十分に活かしつつ、実施体制を構築します。

2) 生活保護制度と重層的支援体制整備事業の関係

重層的支援体制整備事業については、本人や世帯の属性を問わず、全ての地域住民を対象とするものであり、生活保護を受給する被保護世帯についても支援の対象となります。重層的支援体制整備事業による支援を行った場合でも、保護の実施機関は、保護の開始や変更といった保護の決定及び実施に関する業務や、被保護者の自立の助長を目的とした支援の実施を決定する業務を行うことで、引き続き被保護世帯に対する支援において中心的な役割を担うこととなります。

また、自立に向けた支援など、被保護世帯が抱える多様な課題に対する支援については、これまで必要に応じて、保護の実施機関と支援関係機関が連携して対応してきていますが、重層的支援体制整備事業による支援を行う際には、被保護世帯の課題が複雑化・複合化し、保護の実施機関のみでは対応が困難なケースについて、多機関協働事業が行う支援調整を踏まえ、保護の実施機関を含む支援関係機関が相互に連携を図りつつ支援を行います。

3) 他分野との連携

重層的支援体制整備事業においては、包括化する4分野や生活保護制度にとどまらず、相談支援や参加支援、地域づくり支援の観点から、労働分野（公共職業安定所等）、教育分野（教育委員会や学校等）、地域再生分野（地域づくり、地方創生等）等の他分野との連携が重要です。各事業において連携する際の留意点は以下のとおりです。

（1）包括的相談支援事業

包括的相談支援事業は、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体として実施し、本人や世帯の属性を問わず相談を受け止めるものです。よって、包括的相談支援事業者は、他の包括的相談支援事業者や支援関係機関から相談を受け付けた場合は連携して支援を実施するとともに、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、多機関協働事業者につな

ぐ役割を果たします。

(2) 参加支援事業

参加支援事業においては、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ります。参加支援事業者は、他の支援関係機関より、既存の事業では対応できない個別ニーズ等を抱えている方に関する相談を受けた場合には、連携して支援を実施するとともに、必要に応じて多機関協働事業者や参加支援事業者につなぎます。

(3) 地域づくり事業

地域づくり事業において、多様な場や居場所の整備を推進するに当たっては、地域の実情に応じ、地域に開かれた、多世代を意識した拠点の運営を行うとともに、地方創生事業等の他制度や民間企業の取組と連携するなど、創意工夫により地域の特性を活かしたものとすることが重要で他制度において配置されているコーディネーターとの連携を積極的に図ります。

(4) アウトリーチ等事業

アウトリーチ等事業者においては、地域住民や他の支援関係機関等より、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者といった潜在的な相談者について相談を受けた場合には、適切に連携して支援を行います。

また、アウトリーチ等事業者においても、支援を実施する中で、包括的相談支援事業者や多機関協働事業者等につなぐ必要が生じた場合には、適切に連携して支援します。

(5) 多機関協働事業

従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、本人同意を得た上で多機関協働事業者につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行います。多機関協働事業者においては、他の支援関係機関等から相談を受けた場合は、連携して支援を実施します。

(6) 制度の相互理解

連携対象としても相互に密接した関係にあることから、部局間や支援関係機関間の相互理解を深めるため、相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を図ります。

8 その他

1) 広報活動

重層的支援体制整備事業の理念や内容について、美作市民をはじめ、地区社協、福祉団体、関係機関等へ周知を図るため、広報媒体や機会を活用し、広報活動を行います。

2) 職員研修

本業務は人材の質がサービスの質に直結するものであることから、地域住民や関係機関から信頼される相談支援機関としてその責務を果たせるよう、全職員を対象にしたコミュニティソーシャルワークの実践研修や相談援助技術の事例検討を実施します。また、岡山県社協や関係機関が開催する研修会へ積極的に参加し、常に職員の資質向上に努めます。

3) 個人情報の取り扱い

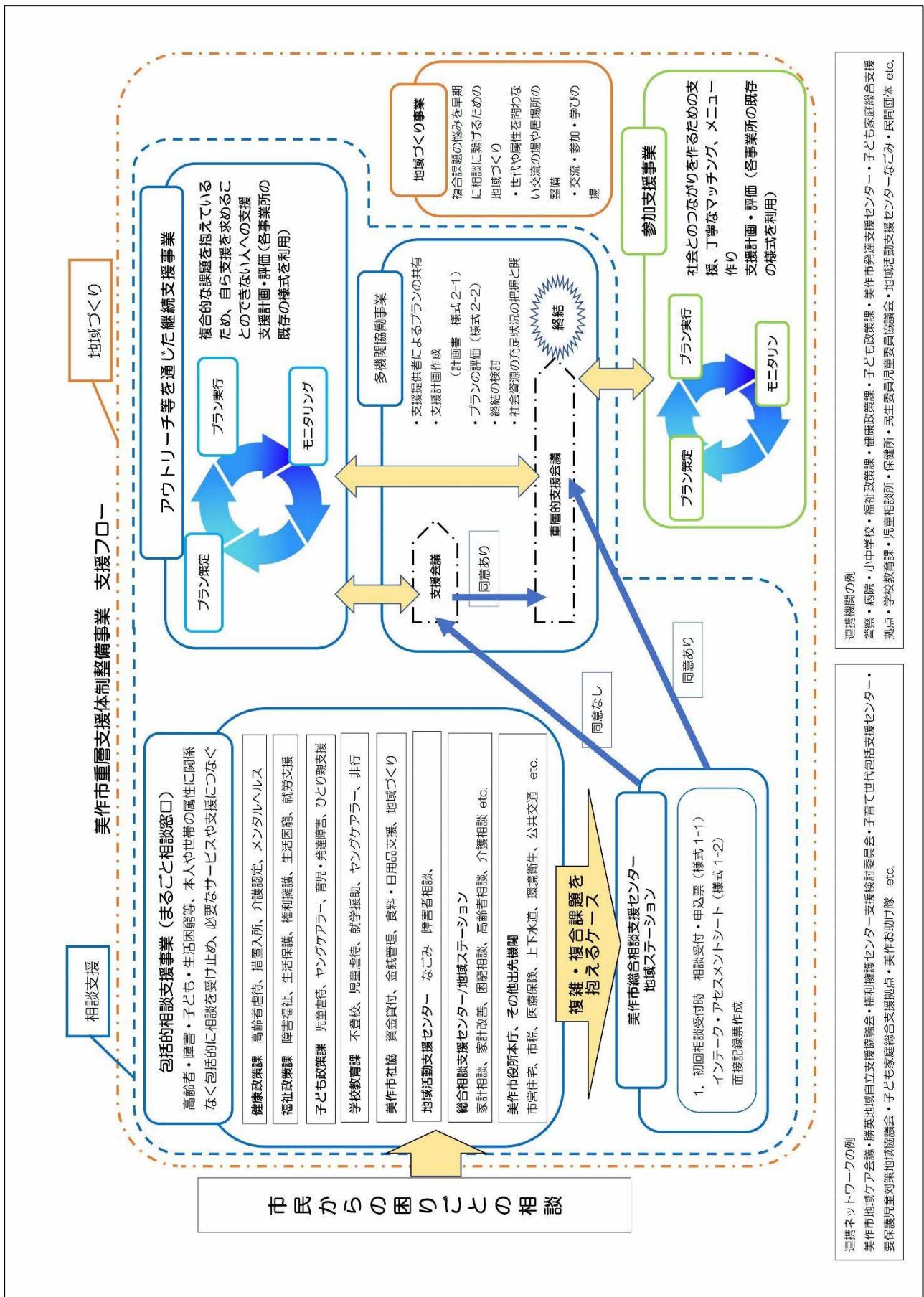
個人情報の取扱いについては、関係法令を遵守し、厳重に取り扱うこととし、その保護に遺漏のないよう十分に留意します。

4) 感染防止対策

感染症拡大防止のため、マスクの着用、検温等必要な対策を講じている他、個々の職員は訪問先でも使用できるよう、携帯消毒ボトル及び消毒薬を携帯します。また、岡山県より連絡のある感染症予防対策通知等回覧し、注意喚起します。

5) 美作市への報告及び協議業務

報告書、計画書及び予算資料等を市に提出し、必要な資料の提出を求められた場合は速やかに美作市保健福祉部福祉政策課重層的支援体制整備事業関係部署と協議し、提出します。



相談受付・申込票

受付機関						
受付番号 (※) 多機関		初回相談 受付日	西暦	年	月	日
相談経路	生活困窮部署			その他		

■基本情報

ふりがな			性別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	<input type="checkbox"/> （　　）
氏名			生年月日	西暦	年	月
住所	〒　－					
電話	自宅	(　　)　－	携帯	－　－		
メール						
来談者 ※ご本人以外 の場合	氏名		来談者との 関係	<input type="checkbox"/> 家族　(本人との続柄：　　) <input type="checkbox"/> その他　(　　)		
	電話	(　　)　－				

■ご相談内容

ご相談されたい内容に○をおつけ下さい。複数ある場合は、一番お困りのことにつけて下さい。			
病気や健康、障害のこと	住まいについて	収入・生活費のこと	
家賃やローンの支払いのこと	税金や公共料金等の支払いについて	債務について	
仕事探し、就職について	仕事上の不安やトラブル	地域との関係について	
家族との関係について	子育てのこと	介護のこと	
ひきこもり・不登校	D V・虐待	食べるものが無い	
その他　(　　)			
ご相談されたいことや配慮を希望されることを具体的に書いてください。			

■相談申込み欄

美作市長 様			
上記の相談内容等について、 <input type="checkbox"/> 自立相談支援 <input type="checkbox"/> 多機関協働事業 <input type="checkbox"/> 参加支援事業			
<input type="checkbox"/> アウトリーチ等事業 の利用を申し込みます。			
また、美作市が規定する「美作市個人情報保護条例」に基づいて、相談支援の検討、実施等にあたり必要となる関係機関（者）と情報共有することに同意します。			
西暦	年　　月　　日	本人署名	_____

インターク・アセスメントシート①

受付番号		氏名		相談受付日	西暦 年 月 日
主担当者		備考			

■相談経路・相談歴

相談経路	その他 自由記述					
これまでの相談歴がある機関(本人や家族に過去にどこかの機関への相談経験があるかを確認)						
<p>就労</p> <input type="checkbox"/> ハローワーク <input type="checkbox"/> 職業訓練機関 <input type="checkbox"/> 就労準備支援機関 <input type="checkbox"/> 地域若者サポートステーション <input type="checkbox"/> 就労支援法人・団体(就労訓練事業を含む) <input type="checkbox"/> 一般企業 <input type="checkbox"/> 各種協同組合(生協等) <input type="checkbox"/> 農業者・農業団体	<p>保護</p> <input type="checkbox"/> 福祉事務所(生活保護担当部署) <input type="checkbox"/> ホームレス支援機関 <input type="checkbox"/> 一時保護施設 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 更生保護施設・自立準備ホーム <input type="checkbox"/> 地域生活定着支援センター	<p>生活・金銭</p> <input type="checkbox"/> 自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の税担当部署 <input type="checkbox"/> 行政の保険・年金担当部署(年金事務所含む) <input type="checkbox"/> 社会保険労務士 <input type="checkbox"/> 家計改善支援機関 <input type="checkbox"/> 食糧支援関係団体(フードバンク等) <input type="checkbox"/> 小口貸付(生活福祉資金除く) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(生活福祉資金) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(日常生活自立支援事業) <input type="checkbox"/> 成年後見人制度の支援機関 <input type="checkbox"/> 法テラス・弁護士・司法書士 <input type="checkbox"/> 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口	<p>住居</p> <input type="checkbox"/> 行政の住宅施策担当部署局(居住支援協議会) <input type="checkbox"/> 居住支援法人 <input type="checkbox"/> 不動産・保証関係会社	<p>その他</p> <input type="checkbox"/> 他地域の生活困窮者自立相談支援機関 <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員 <input type="checkbox"/> 外国人支援団体・相談窓口 <input type="checkbox"/> ひきこもり支援機関 <input type="checkbox"/> NPO・ボランティア団体 <input type="checkbox"/> 商店街・商工会等経済団体 <input type="checkbox"/> 町内会・自治会・福祉委員、近隣住民 <input type="checkbox"/> ライフライン民間事業者(電気・ガス・水道) <input type="checkbox"/> 保健所(動物・ペットの多頭飼育等) <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会(資金、日常生活自立支援以外) <input type="checkbox"/> その他行政の担当部署 <input type="checkbox"/> 家族・親族・その他キーパーソン <input type="checkbox"/> その他1 ()		
					<p>医療</p> <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> (医療機関の内、無料低額診療実施機関) <input type="checkbox"/> 行政の保健担当部署	
					<p>障害</p> <input type="checkbox"/> 行政の障害担当部署 <input type="checkbox"/> 基幹相談支援センター <input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援センター <input type="checkbox"/> 障害者就労支援事業所 <input type="checkbox"/> その他障害者支援機関・施設	
					<p>高齢</p> <input type="checkbox"/> 行政の高齢担当部署 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センター <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	
					<p>子ども・人権</p> <input type="checkbox"/> 行政の子ども家庭担当部署 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 保育所・幼稚園・子ども園 <input type="checkbox"/> 小・中・高(特別支援含む)学校 <input type="checkbox"/> 大学等(高等専門学校、専修学校、各種学校含む) <input type="checkbox"/> その他教育機関 <input type="checkbox"/> 家庭児童相談室(福祉事務所) <input type="checkbox"/> 児童相談所・児童家庭支援センター <input type="checkbox"/> 児童福祉施設 <input type="checkbox"/> 地域子育て支援拠点 <input type="checkbox"/> その他子育て支援機関 <input type="checkbox"/> 行政の人権担当部署 <input type="checkbox"/> 男女共同参画センター <input type="checkbox"/> 婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター	

相談歴の概況／相談経緯(誰が、どこに、どのような相談をしたか、その結果がどうであったかを記載)

■本人の主訴・状況(生活歴を含む)

インテーク・アセスメントシート②

■本人の主訴・状況(続き)

(1)家族・地域関係・住まい

同居者	<input type="checkbox"/> 有(自分を含んで)人 <input type="checkbox"/> 無				別居の家族	<input type="checkbox"/> 有() <input type="checkbox"/> 無			
婚姻	<input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 既婚 <input type="checkbox"/> 離別 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> その他()				子ども	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(人→扶養人)			
世帯類型						その他世帯の詳細(自由記述)			
本人	氏名	続柄	性別	年齢	世帯員4	氏名	続柄	性別	年齢
	本人								
世帯員1	氏名	続柄	性別	年齢	世帯員5	氏名	続柄	性別	年齢
世帯員2	氏名	続柄	性別	年齢	世帯員6	氏名	続柄	性別	年齢
世帯員3	氏名	続柄	性別	年齢	世帯員7	氏名	続柄	性別	年齢
家族の状況(子どものことを含む)									
住居	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 貸貸アパート・マンション <input type="checkbox"/> 公営住宅 <input type="checkbox"/> 会社の寮・借り上げ住宅 <input type="checkbox"/> 野宿 <input type="checkbox"/> その他()				地域との関係				
特記事項									

(2)健康・障害

通院状況	<input type="checkbox"/> 通院している <input type="checkbox"/> 通院していない/健康状態良い <input type="checkbox"/> 通院していない/健康状態悪い	通院先/服薬・診断・症状等			
健康保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険 <input type="checkbox"/> 健康保険(国保以外) <input type="checkbox"/> 加入していない	障害手帳等	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 身体(級) <input type="checkbox"/> 知的(療育)() <input type="checkbox"/> 精神(級) 自立支援医療	<input type="checkbox"/> 利用 <input type="checkbox"/> 利用せず
特記事項					

(3)収入・公的給付・債務等

家計の収支状況	世帯として 月々入ってくるお金(月額円) 月々出していくお金(月額円)	家計状況			
課税状況	<input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯である <input type="checkbox"/> 住民税非課税世帯ではない	滞納	<input type="checkbox"/> 滞納あり <input type="checkbox"/> 滞納なし		
		債務	<input type="checkbox"/> 債務あり [□うち生活福祉資金債務] <input type="checkbox"/> 債務なし		
公的給付(受給中)	<input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 老齢年金・遺族年金 <input type="checkbox"/> 障害者年金 <input type="checkbox"/> 特別障害者手当 <input type="checkbox"/> 児童手当 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 住居確保給付金 <input type="checkbox"/> その他()	生活保護			
特記事項					

インテーク・アセスメントシート③

(4)職業・職歴等

①概況

就労 状況	<input type="checkbox"/> 就労している <input type="checkbox"/> 就労しているが、転職先を探したい/探している <input type="checkbox"/> 今後、就労予定(就労先決定済み) <input type="checkbox"/> 仕事を探したい/探している(現在無職) <input type="checkbox"/> 仕事をしていない(仕事は探していない)	最終学歴等	<input type="checkbox"/> 中学(高校未入学) <input type="checkbox"/> 中学(高校中退)
			<input type="checkbox"/> 高校(大学中退を含む)
			<input type="checkbox"/> 特別支援学校(学級含む)
			<input type="checkbox"/> 専門学校・専修学校・各種学校
			<input type="checkbox"/> 高等専門学校 <input type="checkbox"/> 短大 <input type="checkbox"/> 大学・大学院 <input type="checkbox"/> その他 → <input type="checkbox"/> 現在、就学中
直近の 離職後 年数	<input type="checkbox"/> 6ヶ月未満 <input type="checkbox"/> 6ヶ月～1年未満 <input type="checkbox"/> 1年以上～2年未満 <input type="checkbox"/> 2年以上 <input type="checkbox"/> 仕事をしたことがない	資格・ 技術	<input type="checkbox"/> 自動車免許
			<input type="checkbox"/> その他資格・技術
			()
希望 職種等			

②現在の職業

職業	業務内容		雇用形態
勤務年数	月収	賞与の有無・回数等	賞与(年間)
年 カ月	万円		万円

③過去の職歴 ※現在に近い順に上から記載

勤務期間	雇用形態	月収	職業・業務内容
西暦 年 月 ～ 西暦 年 月	年 ヶ月	万円	
西暦 年 月 ～ 西暦 年 月	年 ヶ月	万円	
西暦 年 月 ～ 西暦 年 月	年 ヶ月	万円	

④職業・職歴等の特記事項

--

(5)その他の特記事項

--

インテーク・アセスメントシート④

■アセスメント結果の整理と支援方針の検討

課題と背景要因	
課題のまとめと支援方針 (300字以内で整理)	
相談者に関する課題と特性	<input type="checkbox"/> 病気 <input type="checkbox"/> けが <input type="checkbox"/> 障害(手帳有) <input type="checkbox"/> 障害(疑い) <input type="checkbox"/> 自死企図 <input type="checkbox"/> その他メンタルヘルスの課題(うつ・不眠・不安・依存症・適応障害など) <input type="checkbox"/> 住まい不安定 <input type="checkbox"/> ホームレス <input type="checkbox"/> 経済的困窮 <input type="checkbox"/> (多重・過重)債務 <input type="checkbox"/> 家計管理の課題 <input type="checkbox"/> 就職活動困難 <input type="checkbox"/> 就職定着困難 <input type="checkbox"/> 生活習慣の乱れ <input type="checkbox"/> 社会的孤立(ニート・ひきこもり等含む) 家族関係・家族の問題 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 子育て <input type="checkbox"/> 不登校 <input type="checkbox"/> 非行 <input type="checkbox"/> 中卒・高校中退 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> DV・虐待 <input type="checkbox"/> 外国籍 <input type="checkbox"/> 刑余者 <input type="checkbox"/> コミュニケーションが苦手 <input type="checkbox"/> 本人の能力の課題(識字・言語・理解等) <input type="checkbox"/> 被災 <input type="checkbox"/> その他()
初回	
スクリーニング実施日	西暦 年 月 日
対応結果・方針	<input type="checkbox"/> 1. 情報提供や相談対応のみで終了 <input type="checkbox"/> 2. 他の制度や専門機関で対応が可能であり、つなぐ (必要に応じて、事前連絡や同行支援を実施し、結果をフォローアップする) <input type="checkbox"/> 3. 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む <input type="checkbox"/> 4. 多機関協働プランを策定する <input type="checkbox"/> 5. スクリーニング判断前に中断・終了(連絡がとれない/転居等)

家族関係図(□=男性、○=女性)	支援経過における変化

■エコマップ(地域や周囲との関係性)

エコマップ	支援経過における変化

面接記録表【美作市社協地域ステーション】

局長	次長	課長	支所長	担当者		
面接年月日		令和 年 月 日 ()		面接者氏名		
面接場所		相談種別				
対象者				相談者		
氏名		(歳)		氏名		
住所				住所		
本籍地				対象者との関係		
連絡先						
1 相談の目的						
相談の経歴						
3 家族状況(同一世帯の構成員は朱で囲むこと)						
4 稼動者の状況						
氏名		就労状況	収入	経費	差引純収	備考
5 資産及び負債の状況						
家屋	宅地	田	畠	山林	雑地	負債

面接記録表【美作市社協地域ステーション】

6 住居の状況

- ア 自 家
イ 借 家(間)(月 円)
ウ 借 地(年・月 円)
エ 水道有無(月 円)
オ 貸 間(室月 円)

8 他方関係の状況

9 ケースの特性

面接員の所見

10 面接結果

11 訪問経路図

7 扶養義務者の状況

氏名	続柄	住所	援助の状況

第一回 支援計画書

計画作成日 令和 年 日

No.

氏名		性別 □男 □女 生年 月日 昭 平 令 (年 月 日 才)	家族構成			
			氏名	年齢	続柄	備考
住所						

目的

--

No.	対象者	課題	目標	支援内容	担当	支援期限
1						
2						
3						
4						
5						

プラン進捗状況報告書

計画作成日 令和 年 月 日
報告日 令和 年 月 日

対象世帯 :

No.

No.	支援内容	実施期日	担当	進捗状況及び報告事項	支援が実施出来ない理由	今後の支援
1						
2						
3						
4						
5						